

栃木市事業継続サポート補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する栃木市事業継続サポート補助金（以下「補助金」という。）については、栃木市補助金等交付規則（平成22年栃木市規則第56号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）による影響により売上高が減少した市内事業者に対して、補助金を交付することにより、当該市内事業者の事業の継続及び経営の安定を図ることを目的とする。

(交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和3年10月31日以前から、市内に事業所を有し、かつ、市内で事業活動を営む者であって、引き続き市内において事業を継続する意思を有するもの

(2) 次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 事業復活支援金給付規程に基づき国が給付する事業復活支援金（以下「事業復活支援金」という。）の給付決定を受けた者（以下「事業復活支援金受給者」という。）

イ 栃木県による令和4年1月27日以後における営業時間短縮要請に伴う栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金（以下「営業時間短縮協力金」という。）の支給決定を受けた者（以下「営業時間短縮協力金受給者」という。）

(3) 市税を滞納していない者

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、1 交付対象者につき5万円とする。

2 補助金の交付は、1 交付対象者につき事業復活支援金受給者に係る補助金又は営業時間短縮協力金受給者に係る補助金のいずれか一のみ、かつ、1 回限りとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、栃木市事業継続サポート補助金交付申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、令和4年8月1日までに市長に提出しなければならない。

(1) 令和3年10月31日以前から、市内に事業所を有し、かつ、市内で事業活動を営んでいることを証する書類

(2) 次のア又はイに掲げるいずれかの書類

ア 事業復活支援金の給付決定を受けたことを証する書類

イ 営業時間短縮協力金の支給決定を受けたことを証する書類

(3) 市税の完納証明書

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の請求）

第6条 規則第9条の規定により、補助金等交付請求書に添える書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 この補助金については、規則第10条ただし書の規定により、実績報告書の提出を省略するものとする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(告示の失効)

- 2 この告示は、令和4年10月31日限り、その効力を失う。

別記様式（第5条関係）

栃木市事業継続サポート補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 栃木市長

栃木市事業継続サポート補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

（申請者） 住所又は所在地 商号又は名称 代表者氏名 電話番号	
市内に有する 事業所の所在地	
事業開始年月日	年 月 日
給付（支給）決定を 受けた支援金等	<input type="checkbox"/> 事業復活支援金
	<input type="checkbox"/> 営業時間短縮協力金
補助金申請額	円
添付書類	